

事業者の皆様へ

事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。

多くの事業者が、がん等の病気を抱える従業員への対応の仕方に苦慮している状況があります。



最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。

しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法等をまとめています。



治療と職業生活の両立支援の大切さ

疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。

さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

厚生労働省ホームページでは、ガイドライン本文のほか、すぐに使える様式例や治療と職業生活の両立支援に役立つ様々な情報を掲載しています。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」概要

背景

治療と職業生活の両立支援が、ますます身近な課題に

治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化

【例】がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）

仕事をしながら治療を続けることが可能な状況

【例】仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）

現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも

【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%

治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない

【例】従業員が私傷病（業務に関係しないケガや病気）になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

➡ 事業場での両立支援の取り組み方をガイドラインにまとめました。

両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、
事業場内ルールを作成・周知

研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発

相談窓口等の明確化

両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方

産保センターの支援も活用できます

主治医に勤務情報を提供

就業継続の可否等の意見

労働者が事業者へ申出

就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



都道府県産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

都道府県の産業保健総合支援センター（産保センター）において、治療と職業生活の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っています。

事業者等に対する啓発セミナー
両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等

産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
関係者からの相談対応
好事例の収集、情報提供
主治医、医療従事者に対する専門的研修